日本とEUの個人データ保護

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
ニューヨーク州弁護士 橋本 豪 氏・弁護士 藤本 豪 氏

橋本弁護士

藤本弁護士

はじめに

EU一般データ保護規則（GDPR, General Data Protection Regulation）が2018年5月25日に施行されたことにともない、個人情報保護をめぐる各国の法令や諸規則を遵守するための方策に関しての議論がかまびすしい。このような規制強化の流れは、情報通信技術の進展にともない、個人情報が意図せざる形でより容易に流通するようになったため、それを利用したビジネスが野放図に拡大することは好ましくない、という規制当局の問題意識を反映するものであるといえよう。そして、それは、各国や地域の文化に裏打ちされた人権意識を反映したものとなることは避けられず、ここに国境を越えて個人情報を取り扱う企業にとっては、個人情報保護にあたっての慎重な取り扱いが必要とされる理由があると考えられる。そこで、本稿においては、そのような認識をもとに、我が国とEUの個人情報保護に関する法令や諸規則の要点をまとめることで、両者の違いを理解するよう試みてみたい。

日本の個人データ保護

日本の個人情報保護法は、1990年代から2000年頃にかけて、公的機関や企業における個人情報のデータベース化の進展にともない、個人情報の大量流出事件がたびたび発生し大きな社会問題となったことを背景として、2003年5月に制定され、2005年4月に全面施行された。

しかし、そのときに施行された個人情報保護法（以下「旧法」）は、5,000件を超える個人情報を保有する事業者のみに適用が限定される等、いわば過渡期的な内容のものであったといえる。

その後約10年間が経過し、一般ユーザーによるインターネット上のサービス利用が飛躍的に増加した反面、インターネット企業による個人情報の収集・蓄積・利用の程度や態様も著しく深化・増大した。これらのもたらすさまざまな課題に対応すべく、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日に全面施行された（以下「新法」）。

この改正により、5,000件を超える個人情報を保有する事業者のみに適用されるという制限が廃止されたほか、「個人情報」の定義の明確化（旧法下の定義は不明確であり、かなり狭く解釈する余地もあった）、個人データの第三者提供に係る確認・記録作成等の義務化、外国にある第三者への個人データの提供の制限等を定めることで個人情報の保護を強化した。また、他方で、匿名加工情報の利活用について規定することによりデータの自由な流通・利活用の促進に対する配慮も行った。

旧法から新法に至る大きな流れとして、旧法では個人情報の大規模流出事故を防ぐことに重点が置かれていたのに対し、新法では個人の権利がより重視されることになったと評価することができよう。

EUの個人データ保護

EUでは、1995年10月にEUデータ保護指令（Data Protection Directive）が採択され、それに基づき各加盟国が個人データ保護に関する法令を制定・施行してきた。これらは、個人データ（personal data）[*1]に関する権利を基本的人権と捉える考え方に立脚したものであり、日本を含む諸外国の立法と比べて個人の権利を厚く保護する内容のものであった。

それから十数年が経過した2012年1月、欧州委員会は、GDPRの草案を欧州議会および理事会に提出した。

これは、一般ユーザーによるインターネット上のサービス利用が飛躍的に増加した反面、インターネット企業による個人情報の収集・蓄積・利用の程度や態様も著しく深化・増大したという社会的背景に基づくものであるが、より具体的には、GoogleやFacebook等、米国の巨大IT企業が、ユーザーにとって分かりにくい形で個人データを継続的に収集・保存・分析し、精度の高いターゲティング広告を提供することで、インターネット広告の市場において莫大な利益を上げるようになったという事情を背景としたものであったといわれている。

GDPRは、「指令」ではなく「規則」であるため、加盟国の立法を待つことなく、加盟国の企業や人を直接拘束する[*2]。また、内容面でも、個人データの定義の拡張、個人の権利の拡大等、EUデータ保護指令よりも一層厚く個人の権利を保護するものになっている。

GDPRは、2018年5月25日に施行された。その規制内容は多岐にわたるが、以下では①個人データの定義、②処理に関する規制、③域外移転に関する規制、④罰則について簡単に説明する。

① 個人データの定義

GDPRにおいて、「個人データ」(personal data)とは、識別可能な自然人に関する一切の情報を指す(4条1項)。日本の個人情報保護法における「個人情報」の定義よりも広い。

② 処理に関する規制

GDPRでは、個人データの「処理」(processing)(収集、保存、利用、開示、移転、消去等、個人データに関する一切の操作)は、本人の同意があった場合、本人が当事者となっている契約の履行に必要である場合、データ管理者または第三者の正当な利益(legitimate interest)のために必要な場合等、一定の場合に限って適法と評価される(6条)。

ここでいう本人の「同意」(consent)とは、自己の個人データの処理に関する、任意になされた、特定の、情報を与えられた状態でなされた、明確な、言葉または明白な能動的行為による同意を意味するとされている(4条11項)。(これに対し、日本の個人情報保護法における本人の同意は、一般には黙示の同意でも足りると解されている)

③ 域外移転に関する規制

欧州経済領域(EEA)[*3]域外への個人データの移転は、適法化事由が存在する場合に限って認められる(44条)。いったんEEA域外に移転された個人データを第三国に再移転する場合にも、域外移転規制が及ぶ(転送規制)。域外移転の適法化事由には、(1)十分性認定、(2)適切な保護措置等がある。

まず、(1)保護に関する十分な水準を確保していると欧州委員会が決定した第三国への移転は可能とされている(45条1項)。日本は、本稿執筆日(2018年9月26日)の時点ではそのような認定を受けていないが、欧州委員会と日本の個人情報保護委員会との交渉の経緯から判断して、近々認定を受けることが見込まれる。そのための準備として、個人情報保護委員会は、2018年8月24日、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を公表した。このルールは、十分性認定に関する欧州委員会の決定が効力を発生した日に施行される予定であり、以後は、十分性認定に基づき欧州から個人データの域外移転を受ける者はこれを遵守することを要する。

次に、(2)データの管理者または処理者が適切な保護措置(appropriate safeguard)を提供している場合には、第三国への移転が可能とされる(46条1項)。これには、拘束的企業準則(BCR, Binding Corporate Rules)、標準データ保護条項(SCC, Standard Contractual Clauses)等がある。

④ 罰則

GDPRに違反した場合、違反行為の類型に応じて、以下のいずれかの課徴金が課される(83条。なお、日本の個人情報保護法違反の罰金額は、最高で100万円である)。

(1) 1,000万ユーロ、または、前会計年度の全世界年間売上高の2%のいずれか高い方

(2) 2,000万ユーロ、または、前会計年度の全世界年間売上高の4%のいずれか高い方

結語

上述のとおり、当初EUデータ保護指令に見られたように、EUの個人情報保護規制は、他の国や地域のそれに比較して個人の人権の保護、自らの情報の管理にあたっての自律性（autonomy）の保証、という性格を強く持ったものであった。しかしながら、近年、国境を越えたインターネットエコノミーの進展とともに各国の規制も徐々に、いわば歩み寄りを見せている。そのため逆に、「EUなどの個人情報の取り扱いも日本と同様であろう」というような思い込みに基づいて、個人情報の取り扱いを安易に行ってしまうことの危険性があるものと考えられる。本稿の範囲を超えるので詳述は控えるが、特にEU、米国、そして中国の間で、ビッグデータを巡る覇権争いがこれから激化するものと予想され、その武器の1つとしても個人情報保護規制が利用されることも十分予見されるいま、各国地域における規制の展開を注意深く見守っていく必要があるものといえよう。

＊1 GDPRをはじめとするEUの立法におけるpersonal dataの訳語としては、「個人データ」という語が日本の実務上定着しているように見受けられるため、本稿でもこれに従った。日本の個人情報保護法における「個人データ」とは意味内容の異なる語である点に留意されたい
＊2 さらに、一定の場合はEU域外の企業や人にも適用される
＊3 EU加盟国に、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの3国を加えた地域

ご注意
1. 法律上、会計上、税務上の助言：みずほグローバルニュース（以下、「本誌」）記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権：本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責：本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかんにかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成：みずほ銀行　国際戦略情報部

お問い合わせ先

くわしくはお取引店または下記まで
e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

（2018年10月15日現在）